

令和6年度 草加市立青柳中学校 部活動に係る活動方針

【1】 部活動の意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感を涵養し、互いに協力し合って目標に向かって努力することを通じて友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成等に資する。

【2】 活動計画

- (1) 毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表する。
- (2) 日々の活動内容をあらかじめ生徒に伝える。
- (3) 毎月の活動計画の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮する。

【3】 活動時間

- (1) 平日（課業日）は、準備・片付けを除き2時間程度とする。
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、準備・片付け・練習試合の移動時間等を除き3時間程度の活動とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。
- (3) 長期休業中は、(2)に規定する活動時間の設定に準ずる。
- (4) 全部活動において規定に準ずる。

【4】 適切な休養日等の設定

◇各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ適切な休養日を設定する。

- (1) 平日（授業のある日）は、少なくとも週1日を休養日とする。（※朝練習も含む）
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末に行事や各種大会及びコンクール等への参加で2日以上活動した場合、休養日を他の日へ振替える。
 - ①長期休業中（夏休み等）も(1)、(2)の休養日の設定と同様にし、学校閉庁日は原則休養日とする。また一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を計画的に設定し、生徒が十分な休養をとったり、部活動以外にも多様な活動を行ったりすることができるようにする。ただし、2週間以内に大会等への出場を控えている場合、休養日としない場合もある。
 - ②行事や各種大会及びコンクールへの参加において、2週間以内程度の週末においては、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者の理解が得られるよう、両者に対してあらかじめ十分な説明をするものとする。
- (3) ふれあいデー（各月21日前後）は、原則活動停止とする。ただし、行事や大会等の関係で活動した場合は、他の日に振り替える。
- (4) 定期試験への対応
原則として、中間試験は試験開始日の5日前から、期末試験と学年末試験は試験開始日の7日前から、朝練習は試験開始日の7日前から活動しないこととする。

【5】 部活動顧問の事故防止及び健康管理徹底について

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、

生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。

(3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。

(4) 管理職及び部活動顧問は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。

ア 活動時間帯に暑さ指数が31度以上に達した際、または31度以上になると予想される場合は、屋外活動（体育館等の冷房が効いていない場所での活動を含む。）を中止する。

イ 活動開始時および活動中は適宜活動場所の気温を計る。

ウ アに該当しない場合でも、活動する際には、熱中症に十分に注意するとともに、熱中症事故が危惧される場合は、直ちに活動を中止する。

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人 日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用する。

(5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。

(6) 部活動顧問は、事故が発生した場合速やかに校長に報告し、応急手当を施す。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じる。

【6】 部活動への所属

(1) 部活動には積極的に所属する。また、クラブチームなどの外部団体と部活動の両方に所属したい場合は、顧問と担任と相談する。

(2) 部活動は、教育課程外の活動であるが、学習指導要領総則にもあるように、教育課程との関連を図るようにする。また、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にする観点から、所属については生徒の選択によるものとする。

(3) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を尊重して対応する。

(4) 部活動顧問及びその他関係教員は、生徒の部活動への所属や変更において、よりよい選択が行えるよう支援する。

【7】 適切な会計及び経済的負担

(1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案し、執行状況については、保護者にも公表する。

(2) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理し、その執行状況について校長および保護者に報告する。

(3) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。

【8】 外部施設使用＜部活動＞・社会体育（開放団体等）＜部活動以外＞について

(1) 体育館、グラウンド等のローテーションにより、練習時間を確保するために外部の施設を使用する場合は、帰りの会後は下校、部活動の開始時間の変更のみで、活動時間は【4】に準ずる。

(2) 保護者や外部コーチ等が主体で行う社会体育（開放団体等）については、生徒とその保護者が参加について希望した場合のみ、活動を行う。